

第3章 DXに係る国・県の動向

1 国の動向

情報通信技術（ICT）の急激な発展により、近年、IoT やビッグデータ、AI、ロボットに代表される第4次産業革命が世界的に進みつつあり、生産や消費といった経済活動だけでなく、働き方などライフスタイルも含めて経済社会の在り方が大きく変化しようとしています。また、様々な経済活動を通じて得られた情報を、インターネット等を通じてビッグデータとして蓄積・集約し、AIで処理することにより、情報の単純な解析作業だけでなく、複雑な判断を伴う労働やサービスの機械による提供が可能になり、新たな経済価値を生み出しています。

そのような中、国は、「官民データ活用推進基本法」（平成28年12月14日施行）を施行するとともに、「デジタル時代の新たなIT政策大綱」（令和元年6月7日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）や「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、デジタル技術にサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）が高度に融合し、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会である「Society5.0」の実現を強く打ち出したところであり、知識や情報を官民間わず共有することで、新たな価値を生み出し、様々な地域課題の解決が図られることが期待されています。

また、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を示し、このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市町村の役割は極めて重要であり、自治体のDX推進に大きな期待がかけられています。

さらには、行政のデジタル化の集中改革を強力に推進するため、マイナンバー制度と国・地方を通じたデジタル基盤の在り方を含め、抜本的な改善を図るとし、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、自治体の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進といった、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体DX推進計画」（令和2年12月25日策定、令和8年1月30日改定【第5.1版】）として策定し、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めています。

そして、これまで取り組んできた地方創生においても、デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら地方の社会課題の解決、魅力向上のブレークスルーを実現し、地方活性化を加速することとし、「デジタル田園都市国家構想基本方針」

（令和４年６月７日閣議決定）において、暮らす場所、年齢、性別にかかわらずあらゆる国民が、それぞれのライフスタイルやニーズに合ったゆとりと安心を兼ね備えた心豊かな暮らしを営むことができ、地方における仕事や暮らしの向上に資する新たなサービスの創出、持続可能性の向上、Well-beingの実現等を通じてデジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会、いわば、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すこととしています。

また、デジタル行財政改革会議（令和５年１０月６日閣議決定）により、急激な人口減少社会への対応として、利用者起点で行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済の活性化を図り、社会変革を実現することとしています。

さらには、新しい地方経済・生活環境創生本部（令和６年１０月１１日閣議決定）が示した『地方創生２.０の「基本的な考え方」』（令和６年１２月２４日新しい地方経済・生活環境創生本部決定）において、「基本構想の５本柱」の一つに「デジタル・新技術の徹底活用」が盛り込まれ、デジタル・新技術を活用した付加価値創出など地方経済の活性化や「情報格差ゼロ」の地方の創出など、地方におけるデジタルライフラインやサイバーセキュリティを含むデジタル基盤の構築を支援し、生活環境の改善につなげていくこととしています。

加えて、地域未来戦略本部（令和７年１１月１１日閣議決定）により、まち・ひと・しごと創生法（平成２６年法律第１３６号）第８条第１項に規定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略（２０２３改訂版）」（令和５年１２月２６日閣議決定）について、同条第６項の規定に基づき「地方創生に関する総合戦略 ～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」（令和７年１２月２３日閣議決定）として変更され、これまでの地方創生の取組をフォローアップするとともに地方創生施策の推進戦略が取りまとめられています。

【重点取組事項】

- (１) 自治体フロントヤード改革の推進
- (２) 地方公共団体情報システムの標準化
- (３) 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進
- (４) 公金収納における eL-QR の活用
- (５) マイナンバーカードの取得支援・利用の推進
- (６) セキュリティ対策の徹底
- (７) 自治体の A I の利用促進

(8) テレワークの推進

【自治体D Xの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組】

- (1) デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- (2) デジタルデバйд対策
- (3) デジタル原則を踏まえた条例等の規制の点検・見直し

2 県の動向

県においては、「官民データ活用推進基本法」の成立を受け、令和2年3月に「富山県官民データ活用推進基本計画」を官民が創意工夫しながら、より柔軟で創造的な取組みを協働して行うため、民間のICT利活用を含め、データやICT利活用に係る県全体の基本的な方針等を示す「羅針盤」として策定し、システムやデータ利活用による次世代型行政サービスの提供等を目指すこととしております。

また、令和3年11月に策定した「DX・働き方改革推進基本方針」において、デジタルによる変革（DX）及びDXによる働き方改革を強力に推進していくことにより、県民の「真の幸せ（ウェルビーイング）」を追求していくこととしています。

さらには、令和6年3月に制定された「富山県デジタルによる変革推進条例」において、県民、事業者、市町村、県といった地域社会の全ての構成員が、デジタルによる変革に対する認識を共有し、より強力な推進体制の下、互いに連携及び協力しながら、ゆとりと豊かさを実感できる富山県を実現していくこととしており、条例に基づく「DX・働き方改革推進計画」が令和6年11月に策定され、総合的かつ計画的に推進していくこととされております。

【基本的施策とありたい姿】

(1) 行政サービスの利便性や質の向上

- ①行政手続や行政サービスのデジタル完結などによる県民や事業者の利便性向上
- ②デジタルに不慣れな方の不安やためらいを払拭

(2) 産業競争力の強化

- ①商品・サービスの高付加価値化や生産性の向上を図り、県内産業の競争力を維持・強化
- ②建設業や農林水産業省力化や生産性の向上を図り、魅力の向上や労働環境の改善により、必要な担い手を確保
- ③観光産業において、戦略的な観光サービスを提供し、持続的な観光地づくりを推進

(3) 活力ある地域社会の実現

- ①住み慣れた地域で安心して質の高い医療・保健・福祉サービスを受ける機会を維持
- ②家庭や地域における子どもの成長段階に応じた子育て環境づくりの推進
- ③公共インフラの維持管理などの効率化の推進による、安全性の維持・向上
- ④災害時の避難や行政の災害救助の円滑な実施により、県民の安心・安全を保
犯罪や交通事故の減少により、県民がより安心な暮らしを実感
- ⑤出かけたくなる、乗りたくなる地域交通ネットワークの実現による、県民の
利便性を向上
- ⑥地域社会の機能を維持・活性化し、県民の安心して生き生きとした暮らしを
維持

(4) デジタル社会を支える人材の育成

- ①県民一人ひとりのD Xに関するリテラシーの向上により、多くの人にとって
デジタルの利用が当たり前となる
- ②教員や児童・生徒のデジタルを利用する力の向上による、I C Tの効果的な
活用
- ③デジタルやデータサイエンスに関する知識やスキルを持つ、地域や産業のD
Xを実践できる人材の育成
- ④県・市町村の全職員がデジタルスキルのレベルアップを図り、D Xを積極的
に推進できる組織を造成

(5) 働き方改革の推進

- ①柔軟な働き方や業務の効率化・生産性向上による、働きがいのある職場、ゆ
とりある暮らしの実現